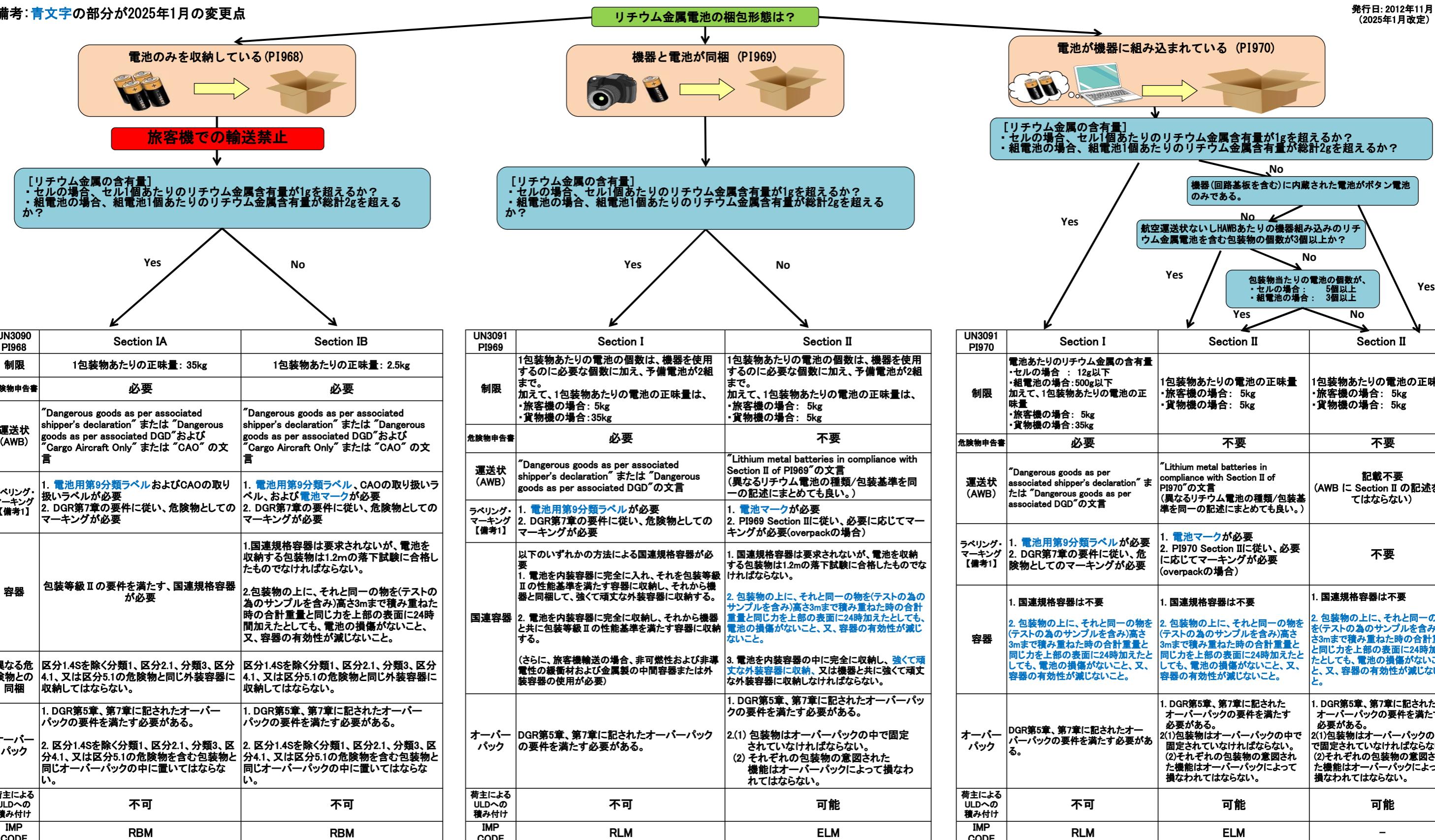


リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3090, UN3091)

備考: 青文字の部分が2025年1月の変更点

JAL CARGO

発行日: 2012年11月
(2025年1月改定)



【備考1】電池用第9分類ラベル、CAOラベル、電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。

【備考2】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。

但し、機器(回路基板を含む)に組み込まれたボタン電池は対象外とする。